

健康福祉委員会 令和3年2月26日・3月1日
福祉部 資料108番
所管 障害福祉課

大田区手話言語及び障害者の意思疎通に関する条例制定に伴う
区の取組について

「大田区手話言語及び障害者の意思疎通に関する条例」施行に伴い、条例の趣旨である、手話が言語であることの理解の促進及び障がいの特性に応じた多様な意思疎通手段の利用の促進を進めるため、現在、以下の取組を実施している。

1 区民への周知

区ホームページ及び区報（障がい福祉特集号・12月発行）において、条例の制定・趣旨について紹介

2 区における手話通訳者等の活用

区からの情報発信時に手話通訳を配置。区主催の講演会等への必要に応じた配置促進

3 啓発グッズの作成・配付

次代を担う児童・生徒が手話を知り、親しむ機会を提供するため、簡単な手話を掲載した啓発グッズを約5万部作成し配付予定

(1) 配付物

クリアファイル（A4サイズ） デザインは別添のとおり

(2) 配付対象

主に区内の小学4年生から中学3年生までの児童・生徒

(3) 配付時期

3月上旬（予定）

4 区民向け手話理解啓発動画及び手話講習会PR動画の配信

大田区を舞台とした手話ドラマ「明日へ。」を制作。あわせて大田区手話講習会のPR動画も制作。動画共有サイト「YouTube」内の大田区チャンネルで公開

5 コミュニケーションボードの活用促進

区役所の窓口対応に活用できるコミュニケーションボード等の更なる活用促進について全庁周知及び必要に応じて内容を更新

6 職員への周知

庁内報令和2年11月号において条例の制定・趣旨について解説

7 職員向け簡単な手話を学び窓口で活用するための動画の配信

職員向けに窓口等で使える簡単な手話を紹介する「やってみよう気軽にできる手話動画」を職員向けに配信

8 令和3年度以降の取組

区民・事業者向けの条例啓発パンフレットの作成・配付や、手話啓発グッズ（クリアファイル）の区内小学4年生への配付継続を予定